

教職員のみなさんへ

福岡県教育委員会



福岡県では、教職員の超過勤務縮減に取り組んでいます！！

「教職員の健康増進・ワークライフバランスのとれた生活、子どもと向き合う時間の確保」を目指します。

目標

○教職員の働き方改革取組指針により、数値目標を設定しています。

令和3年度から令和6年度までの4年間で、
超過勤務を年360時間以内（月45時間以内）とする。

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

令和5年度の目標

月45時間超の超過勤務の解消

（令和4年度の月45時間超の超過勤務者の割合26.3%）

○令和4年度までに月80時間超の超過勤務の解消に取り組んできました。

令和4年度の月80時間超の超過勤務者の割合

3%（令和元年度から67.9%減少）

健康でやりがいをもって働くため、月80時間を超える超過勤務が生じないように、セルフマネジメントに心掛けるとともに、1ヶ月の見込みで80時間を超えそうな場合は管理職に相談してください。※80時間以内なら超過勤務が生じてもよいという趣旨ではありません。

『自分を守るためにも適正に勤務時間を記録しましょう。』

勤務時間を適正に把握することで、業務改善の諸施策や教職員の健康管理などをより効果的に実行できるほか、万が一、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、皆さん自身を守るためにも適正な勤務時間を記録しましょう。

ICカードによる打刻をしていますか？

部活動に従事した時間は入力しましたか？

除外時間は入力しましたか？

課外授業等に従事した時間は入力しましたか？（管理職又は事務職員がまとめて入力することも可。）

『教職員の働き方改革・業務改善』に関する情報を県のホームページで発信します。

これまで県が実施してきた取組や新たな取組などを、県のホームページや、校務用パソコンの教職員課のフォルダ（common-fs01→共有→10 職員→11 教育庁→教職員課）で確認できます。

ぜひ、みなさんの超過勤務縮減にお役立てください。

福岡県 教職員課



教職員課のページの下段にある『教職員の働き方改革・業務改善』をクリックしてください。



STOP! 不正打刻

正確な打刻が
働き方改革の
第一歩です!

打刻後に業務を
行ってはいけません

持ち帰り残業は
原則として
行ってはいけません

実際とは異なる
勤務時間・除外
時間を入力して
はいけません

通報窓口

→khatarakikata@pref.fukuoka.lg.jp

教職員課では、勤務時間を適正に把握するため、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、又は残させたりすることのないよう、通報窓口を設置しています。

- ※ 県立学校における「管理職から不正な打刻を指示された」等の通報を受け付けます。通報者の了承を得ずに通報内容を管理職に知らせることはありません。通報者や関係者のプライバシーの保護に留意して対応します。